

基建第1646号
令和6年11月27日

第9区区長 古賀 茂 様

基山町長 松田 一也 印



基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案については、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 提案の取扱い

令和6年10月28日付けでご提案いただいた旧農業用水路については、農地がなくなったことに伴い受益者がいなくなっております。通常、受益者がなくなった水路の維持管理は町で行っておりますが、今回の旧農業用水路の排水管が設置されている部分については、町の許可を受け近隣業者が占有している状況で占有部分の維持管理は近隣業者で行っていただく必要があります。以上の状況から、汚泥除去については町と近隣業者の間で調整を行い実施いたします。

なお今回の汚泥については、隣接地の樹木の落ち葉や木の実等が含まれる状態でしたので、近隣地の所有者へ樹木の適切な管理をしていただくよう通知をいたします。

2 取扱いの理由

町が管理をする側溝であるが、原因が隣接地におけるもののため、今後は原因者をもって適切な管理をお願いする。